

報道各位

新潟市民病院事務局管理課

## 医療事故に係る和解（損害賠償）について

### 第 1 不適切に改造された洗髪用チェアを利用したことによる医療事故

#### 1 事故の概要

- (1) 患者 新潟市在住者
- (2) 経過 令和 4 年 8 月、新潟市民病院に入院していた市内在住者が、洗髪介助を受けた際に第 1 2 胸椎の圧迫骨折を生じた。

#### 2 原因

洗髪介助の際に使用する洗髪用チェアについて、洗髪時に床に干渉する場合があったことから、ステップ部分を取り外す改造を行っていた。当該患者がこの洗髪用チェアを使用し、仰向けになった際、下肢の重さで体が反り、腰部に過度な負担がかかったため、第 1 2 胸椎が圧迫骨折したものの。

#### 3 病院の責任について

本来、行うべきではない加工をした機器の使用によって、患者に過度な負担が生じたことにより発生した医療事故であり、病院として安全な療養環境を提供する義務を十分に果たしたとは言えず、損害賠償責任があると認識し、ご本人及びそのご家族に対して謝罪やご説明を含め、示談交渉を行ったところ、新潟市議会の議決を停止条件として、和解金 4, 0 8 2, 3 2 3 円で令和 8 年 5 月 2 0 日に和解合意に至った。

#### 4 再発防止に向けた取組

- (1) 改造された洗髪用チェアを撤去し、全ての洗髪用チェアが改造されていないこと、故障がないことを確認した。
- (2) 患者に関わる機器や備品は、絶対に改造をせず、安全面を配慮した慎重な管理を行う。
- (3) 安全確認の徹底について、職員の教育・指導體制を一層強化する。

### 第 2 ストレッチャーからの転落による医療事故

#### 1 事故の概要

- (1) 患者 新潟市在住者

- (2) 経過 令和5年10月、新潟市民病院の外来において治療措置中であった市内在住者が、乗っていたストレッチャー右側の柵のロックが機能せず、柵が倒れたことによってストレッチャーから転落し、右大腿骨頸部の骨折を生じた。

## 2 原因

ストレッチャーの柵には2段階のロックがかかる仕組みとなっていたが、当時、当院が行っていた安全確認の方法では2段目のロックがかかっていたことまでは確認しておらず、柵が倒れることを防止しきれなかった。

## 3 病院の責任について

ストレッチャーの柵が倒れることを防止しきれなかったことから、病院として安全管理が不十分であり、損害賠償責任があると認識し、当院の対応の問題により発生した医療事故とし、ご本人及びそのご家族に対して謝罪やご説明を含め、示談交渉を行ったところ、新潟市議会の議決を停止条件として、和解金4,967,278円で令和8年4月3日に和解合意に至った。

## 4 再発防止に向けた取組

- (1) 転落防止のため、柵が固定されているかの確認や、ベルトを必ず着用するなど機器の構造を確認したうえで必要な対策を講じることとし、また、患者が見える現場環境を整えた。
- (2) 全てのストレッチャーを点検し、破損状況などを確認、修理等を実施した。
- (3) 安全確認の徹底について、職員の教育・指導体制を一層強化する。

## 第3 医療事故に対する新潟市病院事業管理者のコメントとして

この度、当院において発生した医療事故につきまして、ご本人及びご家族の皆様には多大なるご負担とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

今後、このような医療事故が起こることのないよう、再発防止策の実施を徹底するとともに、職員一丸となって信頼の回復に努めて参ります。

### 問い合わせ先

新潟市民病院事務局管理課 課長補佐 遠藤

電話025-281-5151

※問い合わせは、本日午後5時15分までをお願いいたします。